○弓削商船高等専門学校ソフトウェア管理規則

制　　定　平成22年３月18日
最終改正　令和８年３月12日

（趣旨）
第１条　弓削商船高等専門学校におけるソフトウェアの利用及び適切な管理に関しては，独立行政法人国立高等専門学校機構サイバーセキュリティポリシーに係るソフトウェア管理規則（機構規則第９４号）（以下「機構規則」という。）に定めるもののほか，この規則に定めるところによる。

（定義）
第２条　この規則における用語の意義は，機構規則第２条を準用する。

（ソフトウェア管理責任者）
第３条　機構規則第５条の定めるところにより，本校のソフトウェア管理責任者（以下「管理責任者」という。）を校長とする。
２　管理責任者は，本校のソフトウェア管理の実施について責任を有する。

（ソフトウェア管理担当者）
第４条　機構規則第６条の定めるソフトウェア管理担当者（以下「管理担当者」という。）は，情報処理教育センター長及び弓削商船高等専門学校情報ネットワーク管理専門部会規則第３条第１項第二号から第五号に定める所属等の教職員をもって充て，併任を妨げない。
２　管理担当者は，管理責任者の指示により前項の所属する学科等のソフトウェア管理の実施について責任を有するものとする。

（ソフトウェア総括管理担当者）
第５条　機構規則第６条の定めるところにより，本校にソフトウェア総括管理担当者（以下「総括管理担当者」という。）を置き，情報処理教育センター長をもって充てる。
２　総括管理担当者は，管理担当者を総括する。

（購入手続き）
第６条　教職員等がソフトウェアを購入する場合は，グループウェアの「ICT 資産管理申請・報告書」により所属する管理担当者へ申請のうえ総務課契約係へ購入依頼することとする。ただし，コンピュータを購入する場合等において，事前にインストール済又はインストール予定のソフトウェアを把握できない場合は，その旨を申し出たうえで購入し，購入後一括して申請及び報告を行うことができるものとする。

（管理）
第７条　機構規則第８条第１項第一号及び第三号に定める，インストール又はアンインストー

ル作業を直接行うことが困難な場合における措置は，その都度管理担当者が指示するものとする。

（教職員等の責務）

第８条　ソフトウェアに関して教職員等は，機構規則の規定を遵守しなければならない。

２　機構規則第１５条に定める教職員等の遵守事項は，グループウェアの「ICT 資産管理申請・報告書」により行うものとする。

（雑則）

第９条　この規則に定めるもののほか，ソフトウェアの管理に関し必要な事項は，別に定める。

附　則

この規則は，平成22年４月１日から施行する。

附　則

この規則は，平成27年９月16日から施行し，平成27年４月１日から適用する。

附　則

この規則は，平成22年４月１日から施行する。

附　則

この規則は，令和８年４月１日から施行する。